

規制・制度改革に係る対処方針について

〔平成 22 年 6 月 18 日〕  
閣 議 決 定

規制・制度改革に係る対処方針を別紙のとおり定める。

<p>規制改革事項</p>	<p>⑤再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（自然公園・温泉地域等における風力・地熱発電の設置許可の早期化・柔軟化 等）</p>
<p>対処方針</p>	<p>○地熱発電</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉法における掘削許可の判断基準の考え方を策定し、ガイドラインとして運用するよう通知する。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞</li> <li>・ 掘削の許可にあたって温泉事業者の同意書は許可条件となっていないこと及び、同意書を求める場合には、あくまで行政指導であることを認識した上で、温泉資源の保護等の目的のために有効かつ必要なものかどうかを検証するとともに、都道府県における行政手続に関する条例等に定める行政指導に関する規定を遵守するよう周知する。＜平成 22 年度中措置＞</li> <li>・ <u>地熱発電に係る過去の通知を見直し、傾斜掘削について、個別に判断する際の考え方を明確にするとともに、国立公園等の地表部に影響のない方法による事業計画であれば許可できる旨新たに通知するための調査・検討に着手する。</u>＜平成 23 年度検討・結論、結論を得次第措置＞</li> </ul> <p>○風力発電</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園法施行規則第 11 条第 11 項について、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」となる技術的なガイドラインを定める。＜平成 22 年度中措置＞</li> </ul> <p>○共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーの利用促進のため、風力発電及び地熱発電の開発可能地域のゾーニングについて検討を行い、結論を得る。＜平成 22 年度中検討開始、結論を得次第措置＞</li> <li>・ 国立公園については、行政手続法に基づき、風力発電及び地熱発電の許可に係る標準処理期間を明示しているが、改めて周知する。当該期間を超過する場合には、申請者の求めに応じてその理由を開示する。＜平成 22 年度中措置＞</li> </ul>